

## 第4章 土地利用方針に関する事項

### 第1節 土地利用方針

土地利用方針については、前章で区分した「緒方盆地地域」「軸丸棚田地域」「市街地地域」の3つに分けて、それぞれの地域の特徴に応じ、方針をまとめる。

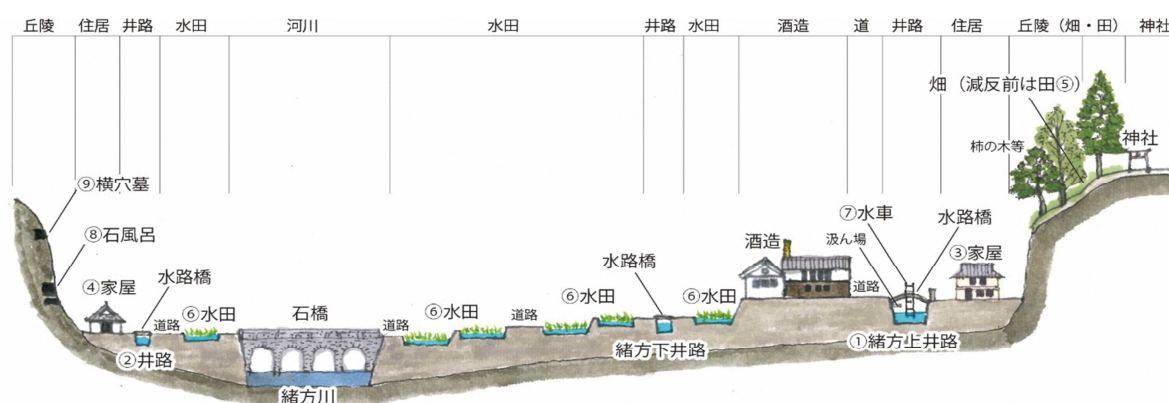
#### (1) 緒方盆地地域

##### ○緒方盆地地域の特徴

緒方盆地地域では、緒方川の侵食により形成された河岸段丘上に、緒方川から井路を引き込み、古くは奈良時代から水田耕作がなされてきた。緒方川の両岸には、水田が広がり、山際に井路(図31①、②)と家屋(図31③、④)が立地している。

江戸期の寛文2年(1662)の緒方上井路(図31①)の開鑿により、水田の拡大を図るため、当時の岡藩主の命により、家屋は全て上井路より山手側に移され、現在の集落形態となった。昭和6年(1931)の農地の基盤整備で井路に水車(図31⑦)が新設され、上井路より水車によって送り上げられた水で、山手側での水田耕作が可能になった。しかし、昭和40年(1965)頃の減反政策によって、管理に手間のかかる上井路より山手側の田は畑として利用されるほか、耕作放棄地となり、水車は減少していった。水車は、観光用に残されているものもあるが、灌漑用の水車は下自在地区に一基のみ残っている。

また、段丘の山手側の土質は、やわらかく加工しやすい溶結凝灰岩に覆われた地形であるため、多くの石造物が造られ、中には信仰を目的として、岩壁に多数の石風呂(図31⑧)や横穴墓(図31⑨)が設けられている。山手の最頂部には墓所や神社などが営まれ、日常生活とは別の信仰の空間となっている。



※緒方盆地地域の地理的特性を断面イメージ図として表現したものであり、実際の断面とは異なる。  
※調査報告書 122 p 大分大学工学部姫野由香助教作成の図を抜粋し、イラストタッチでトレースした。

図31 緒方盆地地域断面イメージ図

緒方盆地地域の特徴として、土地利用の断面構成が「水田」「井路」「集落」「後背する丘陵地」と、河岸段丘に沿って展開していることがあげられる。これは近世に緒方上井路などが開鑿され、水田耕作地を広げるために集落が井路の上部に移転したことを今に伝えている。江戸時代には岡藩主による「御覧田植」がしばしば行われたことから、緒方盆地一体の水田開発が重要

視されていたことがわかる。井路沿いの集落から緒方川方向にかけて緩やかに傾斜する水田面は、藩主が「御覧になる田植えの舞台」として、良好な条件を有しており、この眺めが今に伝えられているため、歴史的に築かれていった農村景観となっていることがわかる。

## ○「緒方盆地地域」における土地利用方針



写真 70 農地（水田）と集落、背後の緑が構成する遠望景観

- ・河川から丘陵地に向かっていく中で見られる、農地、井路、宅地、里山という土地利用の連なりを維持する。
- ・農地について、現状を維持し、農地内に新たな建造物等を設置しないよう景観の維持を図る。また、圃場整備が未実施で、明治期の字図と変わらない形状を保っている上年野地区平瀬集落及び小宛地区牧原集落の農地については、現状の形状を保全する。
- ・地区内、集落内を流れる井路に併設する道路について、拡幅等で井路を暗渠化しないよう整備方法に配慮する。併せて、増水対策となっている放水門等の機能維持を図る。
- ・緒方川両岸で見ることのできる井路、道路を挟む形で宅地が連なる集落の景観を保全するため、新たに宅地が農地や河川沿いに拡大しないよう景観の維持を図る。
- ・道路と宅地の間を流れる井路上には、道路と宅地をつなぐ橋、洗い場等の機能を持ったクンバが多く残されている。このような当地の生活のあり方を伝える宅地と井路、道路の関係性を表す建造物の機能については、その保全に努める。
- ・国道、県道、市道等について、農地内に敷設替えしないよう整備に配慮する。
- ・集落の後方に広がる里山には、各集落を鎮守する神社や、中世以前の生活空間があったことを示す横穴墓等が点在している。宅地等の造成を行うことなく、現在の里山の景観を維持するとともに、生態系の保全を図る。
- ・緒方川沿いに生育しているセキショウは、石風呂入浴に欠かすことのできない薬草である。セキショウの生育状況の維持を図る。
- ・農業を生業とした家庭の宅地における敷地の利用について、オトシゴンヤ等現存するその建物の配置や形状、溶結凝灰岩を加工して築いた石垣などの維持・保全を図る。
- ・石橋や石塔、神社の境内にある灯籠等石造物については、その場所にあること自体に意味があることから移設等を行わず、現状のまま維持・保存を図る。

## （２）軸丸棚田地域

### ○軸丸棚田地域の特徴

軸丸棚田地域は、江戸時代には水利に乏しく、軸丸川（図 32①）沿いや谷間の湧水地であるイノコ（図 32②）を水源とした場所で稲作が行われたといわれ、その田は「古田（こた）」（図 32

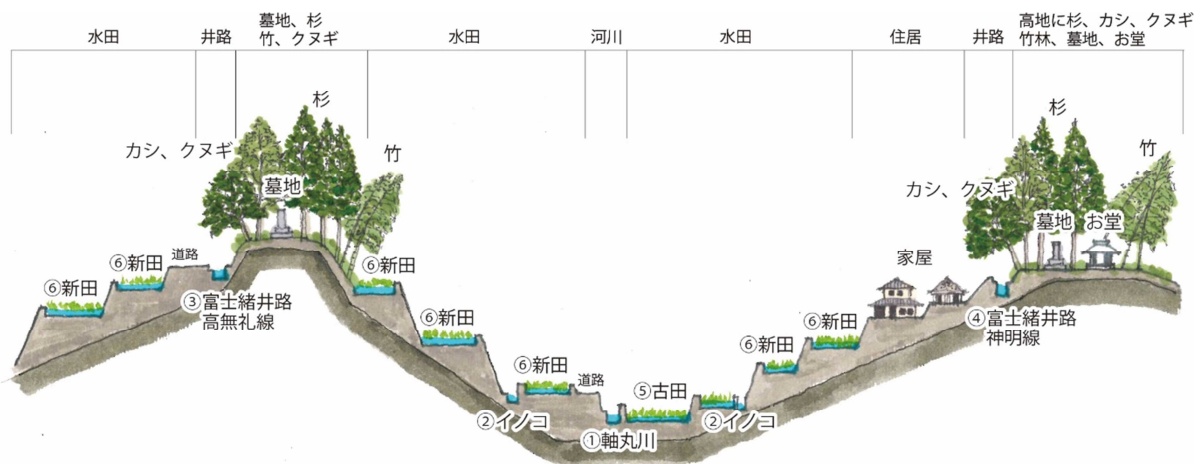
⑤) と呼ばれている。その後、大正3年(1914)に富士緒井路が軸丸地区の末流まで通水し、それまでは畑地であった高所に水を巡らせることが可能となり、多くの畑地が水田化され、現在の棚田景観が形成された。富士緒井路の開鑿に伴い、新たに水田化された田は「新田(しんた)」(図32⑥)と呼ばれている。

尾根筋の高い場所を富士緒井路高無礼線(図32③)及び富士緒井路神明線(図32④)が流れ、棚田を潤し、軸丸川に流れ込むようになった。軸丸川の湧水で今でも古田が潤されているが、富士緒井路の水が軸丸川に補水されており、古田は「補水田」という扱いになっている。

日本の棚田百選にも選定されている軸丸棚田は、約15kmも離れた大野川上流、白水溜池堰堤水利施設(国重要文化財)を水源とする富士緒井路によって灌漑され、計画対象範囲の中でも丘陵地帯における代表的な棚田景観となっている。

軸丸棚田地域の水田は、昭和30年代に1,355筆もの数であったが、令和2年(2020)には652筆(減反を含む)となり、最盛期の半分以下に減少している。原因は、住民の高齢化と後継者不足であり、耕作放棄地化のスピードが加速している。耕作放棄が進む場所は、富士緒井路通水によって開鑿された新田で顕著に見受けられる。

富士緒井路を管理する富士緒井路土地改良区は、これまでも維持管理に対する受益者(水田耕作者)の負担をできる限り減らすべく、井路の余剰水を活用した水力発電所を建設し、電力を売電して利益を上げるなど様々な方策に取り組んできており、棚田景観の維持に力を注いでいる。しかしながら、調査報告書作成に際して年代ごとの土地利用状況の調査を行ったところ、急激に棚田が荒れていく農村の惨状を明らかにするものとなった。今後、軸丸棚田地域で水田が営まれていく場所は、富士緒井路開鑿前と同じ軸丸川周辺と寄り付きの良い圃場に限定されていく可能性が極めて高い。



※軸丸棚田地域の地理的特徴を断面イメージ図として表現したものであり、実際の断面とは異なる。

※富士緒井路通水前は、新田は畑地であった。

図32 軸丸棚田地域断面イメージ図

### ○「軸丸棚田地域」における土地利用方針

- ・ 軸丸川から丘陵地に向かって広がる、棚田、宅地、丘陵地上を流れる井路、最も高い場所にあるアラカシ林などの山林とお堂や墓地といった土地利用の連なりを維持する。
- ・ 軸丸川を水源とし、川沿いに位置する古田及び富士緒井路の通水によって畑地から水田に転換され、古田から尾根方向に放射線状に伸びる新田の保全を図る。



- ・丘陵地上での生活に欠かすことのできなかったイノコについて、その保全を図る。
- ・明治期以降、大きく変わらない農地（原野も含む）、宅地、山林の割合の維持を図る。
- ・地神塔や石塔、神社の境内にある灯籠等石造物については、その場所にあること自体に意味があることから移設等を行わず、現状のまま維持・保存を図る。
- ・キンラン等希少価値の高い植物が生息する森林においては、開発行為を行うことなく保全に努める。

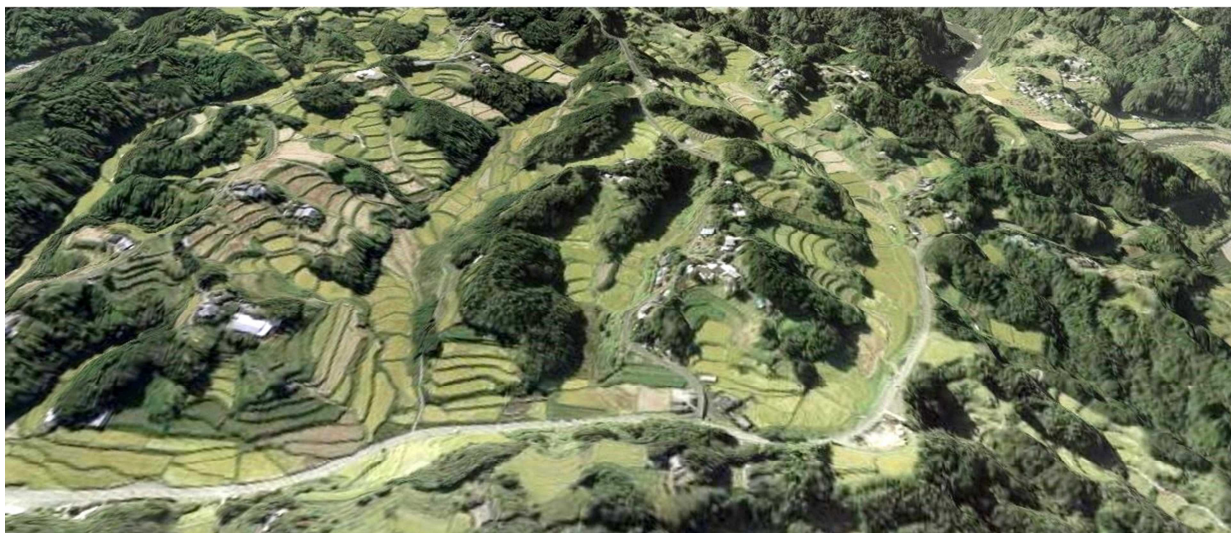


写真 71 軸丸棚田 3D写真（国土地理院より）

### （3）市街地地域

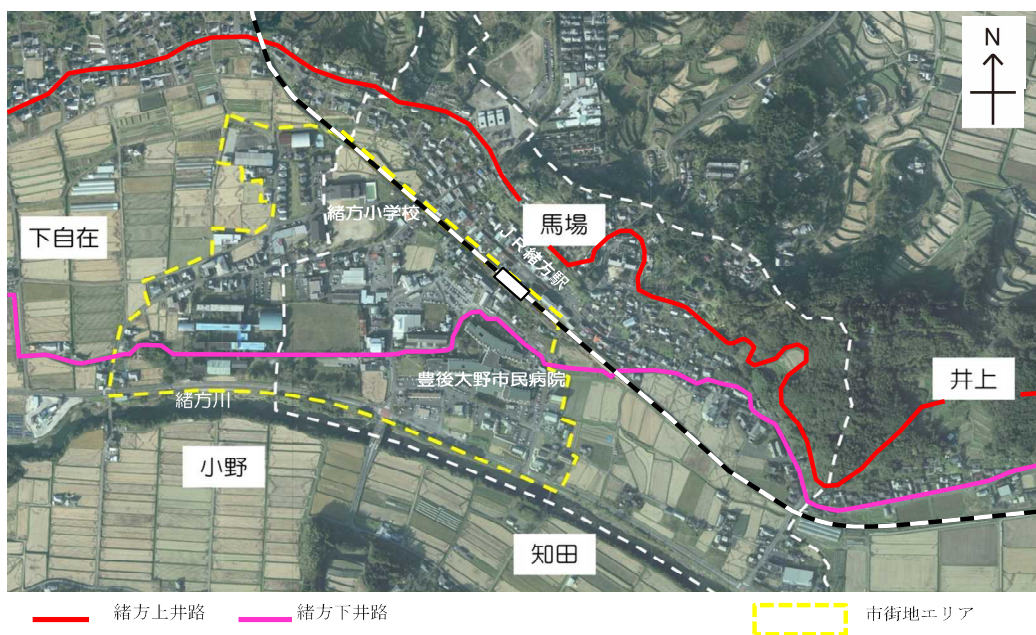


図 33 市街地地域エリア図（国土地理院地図データを加工し作成）

#### ○市街地地域の特徴

大正 11 年（1922）に豊肥線緒方駅が開業し、それに伴って鉄道の北東側に次々と商店が開業し、商店街が形成された。

昭和 10 年（1935）には、緒方尋常高等小学校舎（現緒方小学校）が移転新築された。

昭和 31 年（1956）に緒方中学校（現在は緒方総合運動公園敷地内に移転）が緒方小学校西側に

建築された。昭和 33 年（1958）になり、4 町村（緒方町、長谷川村、上緒方村、小富士村）合併後の新役場庁舎（現豊後大野市緒方支所）が緒方小学校の南側に建設された。そして、県立緒方工業高校（昭和 38 年（1963）設立、平成 20 年（2008）廃校）、緒方郵便局（昭和 40 年（1965））、緒方保育園（昭和 44 年（1969））、緒方公民館（昭和 46 年（1971））に建設、令和 3 年（2021）に緒方支所に移転併設）、歴史民俗資料館（昭和 59 年（1984））に建設、令和 3 年（2021）に三重町に移設）、公立おがた総合病院（平成 16 年（2004）に移転新設、現豊後大野市民病院）などの公共施設、A コープ緒方店（昭和 51 年（1976）開店）やぶんど大野農協緒方支店（現大分県農協豊肥事業部緒方支店）、スーパーや衣料店が緒方町役場（現豊後大野市緒方支所）周辺に建築され、緒方駅を中心に半径約 500m 圏内は市街地化が進んだ。

しかしながら、緒方町内に唯一存在した高校であった県立緒方工業高校の閉校を境に店を閉める商店が相次いだ。また、合併して豊後大野市となって以降、緒方町の中心部は市の周辺地域となり、町域外あるいは市外への人口の流出は顕著となった。実際にここ 10 年で児童・生徒数は市内のほかの児童・生徒数が横ばいで推移する中、緒方町だけ約 2 割ほど減っている。

こうした中、文化的景観の維持、発展に向けては、特に市外から来る観光客等が最初に本景観内に入り込む場所として、依然、市街地地域の果たす役割は大きい。

## ○「市街地地域」における土地利用方針

- ・河川から丘陵地に向かっていく中で見られる公共施設や商業施設、JR 緒方駅や線路、井路、宅地という土地利用の連なりを維持する。
- ・市景観計画等で定められている高さ制限、色合いを遵守し、周囲の景観との融合性を考慮したものとなるよう措置を図るとともに、丘陵地上に位置する国登録有形文化財「旧緒方村役場」からの眺望をさえぎらないよう保全を図る。
- ・市街地地域外に宅地等が広がらないよう誘導を図る。
- ・鉄道の開通及び駅の設置によって、市街地地域周辺の交通や人々の往来事情が劇的に変わった背景を受け、その発端となった緒方駅を市街地地域の中心的な存在と位置付け、その機能の維持とともに、市街地地域の発展につなげる。
- ・視点場や案内所等人工物の新設については、文化的景観の玄関口、導入部として景観と調和の取れた内容となるよう整備を図る。
- ・井路沿いを通る道路等の周辺環境について、通行者等への安全面を考慮しつつ景観に即した改良、整備を行うよう適切な措置を図る。
- ・石碑等石造物については、その場所にあること自体に意味があることから移設等を行わず、現状のまま維持・保存を図る。



写真 72 旧緒方村役場を望む眺望



## 第2節 重要な構成要素の滅失またはき損、現状変更等の届出

国の重要文化的景観に選定された後について、重要な構成要素の滅失またはき損、あるいはその現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとする場合は、以下のとおり取り扱うこととする。

重要な構成要素の全部または一部が滅失し、またはき損したとき、あるいは現状変更等をしようとするときは、文化財保護法の次の規定に基づき文化庁長官に、その旨の届け出が必要である。

(1) 滅失し、又はき損したとき（文化財保護法第136条関連）

(2) 現状変更等をしようとするとき（文化財保護法第139条関連）

また、「滅失」、「き損」の定義は、次による。

『「滅失」とは、文化財としての価値が消失する程度の破損を指す。「き損」とは、文化財としての価値を著しく減じる程度の破損を指す。』（文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示の整備等について（平成17年3月28日16庁財第413号、文化庁次長通知））

ただし、「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則（平成17年文部科学省令第10号）」並びに「文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示の整備等について（平成17年庁財第413号文化庁次長通知）」において、滅失またはき損並びに現状変更等の届出を要しない場合を掲げている（資料編参照）。

### ①滅失又はき損、現状変更等の届出が必要な行為と手続きについて

- (1) 重要な構成要素の全部又は一部が、滅失し、又はき損したときは、所有者等がその事実を知った日から10日以内に、現状変更等については、行為をしようとする者が行為をしようとする日の30日前までに、文化庁長官あてに届出を行わなければならないと定められている。
- (2) 滅失又はき損、現状変更等に該当する届出行為の様態は 次の表5のとおりである。
- (3) 事前に豊後大野市教育委員会との協議を必要とする。

表5 届出が必要な事象または行為（文化財保護法第136条及び139条）の概要

種類	届出が必要な場合		届出する者	届出日
	法の規定	想定される様態		
滅失	文化財としての価値が消失する程度の破損	焼失、流出等により消失	所有者等	滅失を知った日から10日以内
き損	文化財としての価値を著しく減じる程度の破損	災害等により物件が破損		き損を知った日から10日以内
現状変更等	現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為	移転、改修等、重要な構成要素の価値に大きな影響を及ぼす行為	行為をしようとする者	現状変更しようとする日の30日前まで

## ②重要な構成要素の現状変更等に関する事前協議について

文化財保護法令及び関連通知等に基づく運用とは別に、豊後大野市の取り扱いを次のとおり定める。

文化庁長官への届出の有無に関わらず、重要な構成要素の現状変更等を行おうとする者及び団体は、行為の60日前までに市教育委員会と事前協議を行うものとする。

なお、上記については、重要な構成要素の所有者等に周知し、徹底を図る。



図 34 重要な構成要素の現状変更等における事前協議フロー図